

青森県報

号外第八十号

平成二十三年
九月二十八日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 一

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課) …… 二

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二

教 育 委 員 会

青森県教育委員会専決代決規程及び青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 二

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程…………… (病院局) …… 三
(経営企画室) …… 三

規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「除く。」及び「を」を「除く。」「に」に改め、「事務を除く。」「の下に」及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の施行に関する事務(同法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定による子ども手当の支給に関する事務を除く。)」を加える。

第七条第四項中「除く。」及び「を」を「除く。」「に」「除く。」「で」を「除く。」及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に関する事務(同法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定による子ども手当の支給に関する事務を除く。)」で「に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則(平成十九

年三月青森県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)」を「平成二十二年法律第十九号)及び平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第三号中「(平成二十二年法律第十九号)」の下に「又は平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)」を加える。

別記第二の第四十四条の二第一号及び第二号中「第8条第1号」を「第8条第1号」に改め、同条第五号中「第9条の3」を「第9条の6」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、別記第二の第四十四条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二人事課給与事務担当グループマネージャーの項に次の一号を加える。

十二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の施行に関する次のこと。

イ 第十六条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定に関すること。

ロ 第十六条第一項の規定によつて読み替えられる第十三条第一項の規定による不正利得の徴収に関すること。

ハ 第三十一条の規定による届出等の受理に関すること。

ニ 第三十二条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問に関すること。

ホ 第三十三条の規定による資料の提供及び報告の要求に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十一号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関
各 県 立 学 校

青森県教育委員会専決代決規程及び青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月二十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程及び青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

(青森県教育委員会専決代決規程の一部改正)

第一条 青森県教育委員会専決代決規程(昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表第三次長専決事項の欄中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 職員に係る平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の施行に関する次のこと。

イ 第六条の規定による子ども手当の支給資格及び額の認定

ロ 第三十一条の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理

ハ 第三十二条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問

ニ 第三十三条の規定による資料の提供及び報告の要求

別表第七中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に関する次のこと。

イ 第六条の規定による子ども手当の支給資格及び額の認定

ロ 第三十一条の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理

ハ 第三十二条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問

ニ 第三十三条の規定による資料の提供及び報告の要求

(青森県立学校専決代決規程の一部改正)

第二条 青森県立学校専決代決規程(平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一事務長専決事項の欄第三号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同欄中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、

第十二号の次に次の一号を加える。

十三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第六条の規定による子ども手当の支給資格及び額の認定

附則

この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年九月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四課長等(つくしが丘病院運営室に係るものを除く。)の項の第十一号及び課長等(つくしが丘病院運営室に係るものに限る。)の項の第九号中「及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改める。

附則

この規程は、平成二十三年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭